

税務署
受付印

特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（死亡免除）

令和____年____月____日

____税務署長

令和____年____月____日に_____

_____したので、租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7の7第24項の規定により届け出ます。

【届出者】

〒
住所 _____ 氏名 _____ 寄託相続人との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 寄託相続人との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 寄託相続人との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 寄託相続人との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 寄託相続人との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 寄託相続人との続柄 _____

1 被相続人に関する事項

被相続人	住所	氏名
------	----	----

相続（遺贈）があった年月日	令和____年____月____日
---------------	-------------------

2 死亡日の直前における猶予中相続税額	
---------------------	--

3 免除を受ける相続税額	
--------------	--

4 新たな寄託に係る承認等に関する事項

① 適用規定	租税特別措置法第70条の6の7第4項 租税特別措置法第70条の6の7第5項 租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項	
② 事由	契約期間の終了	
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消	
③ 年月日	令和____年____月____日	
④ 寄託先美術館	名称	
	所在地	

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄は記入しないでください。

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が死亡したことにより租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定による納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人……………寄託相続人の相続人と包括受遺者

2 記載方法等

(1) 「届出者」欄

イ 書ききれない場合は、適宜の用紙に記載してください。

ロ 「寄託相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と寄託相続人との続柄を記載してください。

(2) 「2 死亡日の直前における猶予中相続税額」欄

死亡日の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。

(3) 「3 免除を受ける相続税額」欄

「2 死亡日の直前における猶予中相続税額」欄の金額を記載してください。

(4) 「4 新たな寄託に係る承認等に関する事項」欄

イ 死亡日において、租税特別措置法第70条の6の7第4項、第5項若しくは租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定の適用を受けている場合又は同法第70条の6の7第4項若しくは第5項の規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。

ロ ①欄は、死亡日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

ハ ②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。

3 添付書類

(1) 死亡日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第70条の6の7第3項第5号に規定する4月を経過する日までの間に死亡日があった場合において、死亡日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し

(2) 死亡日において租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類

イ 死亡日まで寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続していた旨

ロ 直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から死亡日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間

(3) 租税特別措置法第70条の6の7第4項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限りません。）

(4) 租税特別措置法第70条の6の7第5項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について、租税特別措置法第70条の6の7第3項第7号に掲げる場合に該当することとなった旨及びその年月日を明らかにする書類